

喜多方市伝統的建造物群保存地区小規模修理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年喜多方市条例第28号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物の小規模かつ緊急的修理に係る経費の一部を補助するため、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群 条例第2条第1号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (2) 伝統的建造物群保存地区 条例第2条第2号に規定する喜多方市伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。
- (3) 建造物 条例第2条第3号に規定する建造物をいう。
- (4) 保存活用計画 条例第3条に規定する喜多方市伝統的建造物群保存地区保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）をいう。
- (5) 伝統的建造物 保存活用計画において決定された伝統的建造物をいう。
- (6) 外観 通常望見できる屋根、外壁、軒回り、外部に面する建具等をいう。
- (7) 修理 伝統的建造物の外観の現状へ復帰するための行為をいう。
- (8) 小規模修理 補助対象事業費が百万円以下の破損個所の修理をいう。
- (9) 緊急的修理 生活や生産・製造活動に支障を及ぼす破損個所の急を要する対応が必要な修理をいう。
- (10) 所有者等 保存地区内の伝統的建造物の所有者及び管理責任者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、補助対象事業を行おうとしている伝統的建造物の所有者等（複数人いる場合は、所有者等から選任された代表者）であることとする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業等は、次の各号すべてに該当するものとする。補助率は補助対象事業費の1/3以内、上限額は補助対象事業費1,000,000円とす

る。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 伝統的建造物の小規模かつ緊急的な修理であること。
- (2) 伝統的建造物の外観に関する現状復帰であること。
- (3) 地区の歴史的風致を損なわない修理であること。

2 補助金は、各年度の予算の範囲内において交付するものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助事業において、保険金又は損害賠償金等により補てんすべきものが含まれるときは、補助対象経費から当該金額を減じるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、喜多方市伝統的建造物群保存地区小規模修理事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 位置図、配置図
- (4) 補助対象事業費の見積書の写し
- (5) 現況及び施工予定箇所の写真
- (6) 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第4条に基づく現状変更行為許可決定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要により現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、申請者に通知（様式第2号）するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合は、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等の申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、喜多方市伝統的建造物群保存地区小規模修理事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号。以下「変更

等申請書」という。)に第5条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更はこの限りではない。

- (1) 当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微な補助事業の内容変更の場合。
- (2) 交付決定された補助金の額に変更を生じないで補助対象経費を変更する場合。

2 市長は、前項の規定による変更等申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、承認することが妥当と認めるときは喜多方市伝統的建造物群小規模修理事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第4号)により、補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更、中止又は廃止の承認を決定し、前条の規定により交付決定した補助金に変更があるときは、補助事業者へ通知(様式第5号)するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第8条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業完了の日から起算して14日以内又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、喜多方市伝統的建造物群保存地区小規模修理事業補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事費等の請求書又は領収書の写し
- (4) 事業の成果を証する写真等

(補助金の請求)

第10条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適正であると認めるときは、補助事業者は喜多方市伝統的建造物群保存地区小規模修理事業補助金交付請求書(様式第7号)の提出により補助金を請求するものとする。

(補助金の概算払)

第 11 条 市長は、補助事業遂行上必要であると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、喜多方市伝統的建造物群保存地区小規模修理事業補助金概算払請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、補助金等の運用が不相当であると認めたとき。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合又は第 7 条の規定により補助事業の変更、中止又は廃止を承認した場合において、当該部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(適正管理)

第 14 条 補助の対象となった伝統的建造物の所有者等は、対象物件の適正な管理に努めなければならない。

(書類等の整備等)

第 15 条 補助事業者又は所有者は、補助金の関係書類を整理し、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業等	補助率	上限額
第4条第1項の各号のとおり	1/3 以内	補助対象事業費 100 万 円